

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書について

プラスチック資源循環を目的として、使い捨てコンタクトレンズ空ケースを回収しリサイクルする協定を企業と締結しました。

使用済みコンタクトレンズ空ケース回収ボックスを下記公共施設に設置し、清掃課職員が回収梱包後に宅配便により資源化施設へ発送します。

1.事業主体

HOYA 株式会社アイケアカンパニー

2.設置場所

四地域センター、中央公民館、西河原公民館、市民総合体育館、ビン・缶リサイクルセンター

3.回収するプラスチック

メーカーを問わず使用済みコンタクトレンズ空ケース

4.費用負担

設置場所の提供のみ、宅配便、回収ボックス、リサイクル費用は「1.事業主体」の負担

5.その他

本事業は、HOYA アイケアカンパニーが「アイシティ eco プロジェクト」として2010年4月より店頭等で実施しているものです。

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)とHOYA株式会社アイケアカンパニー(以下「乙」という。)は、狛江市内において使い捨てコンタクトレンズ空ケース(以下「空ケース」という。)を回収し、廃棄物の減量及び資源化に資することを目的として、以下のとおり、空ケースの回収に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、狛江市において排出される空ケースの回収について、甲及び乙が相互に協力することにより、資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

(実施事項)

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空ケースの回収について、市民等へ啓発すること。
- (2) 乙が提供する空ケースを回収する設備を狛江市内に所在する公共施設へ設置すること。設置場所については、甲が別に定め、乙へ通知する。
- (3) 回収された空ケースを、乙の指定した運送会社を利用して乙の指定する処理施設へ送付すること。

2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空ケースを回収する設備の提供、交換、修理及び撤収に関すること。
- (2) 前項第3号の送付にかかる費用を負担すること。
- (3) 回収された空ケースの重量を甲へ報告すること。
- (4) 乙の指定する処理施設との間で、前項第3号により送付された空ケースの受け入れ態勢を整えておくこと。

(定期協議)

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密である旨を明示された事項について、正当な理由がない限り第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(本協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の6箇月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定は、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月20日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄



乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス6階
HOYA株式会社アイケアカンパニー
カンパニープレジデント 橋本 和